

介護保険料 新旧対照表

【第8期保険料段階】 (令和3年度～令和5年度)

段階	対象者	割合 <sup>※1</sup>	月額	年額
第1段階	同右	0.30 (0.50)	1,650円 (2,750円)	19,800円 (33,000円)
第2段階	同右	0.50 (0.70)	2,750円 (3,850円)	33,000円 (46,200円)
第3段階	同右	0.65 (0.70)	3,575円 (3,850円)	42,900円 (46,200円)
第4段階	同右	0.90	4,950円	59,400円
第5段階 (基準額)	同右	1.00	5,500円	66,000円
第6段階	同右	1.10	6,050円	72,600円
第7段階	同右	1.30	7,150円	85,800円
第8段階	同右	1.50	8,250円	99,000円
第9段階	同右	1.60	8,800円	105,600円
第10段階	同右	1.80	9,900円	118,800円
第11段階	同右	1.90	10,450円	125,400円
第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>※3</sup> が1,000万円以上1,500万円未満の者	2.00	11,000円	132,000円
第13段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>※3</sup> が1,500万円以上2,000万円未満の者	2.20	12,100円	145,200円
第14段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>※3</sup> が2,000万円以上の者	2.40	13,200円	158,400円

【第7期保険料段階】 (平成30年度～令和2年度)

段階	対象者	割合 <sup>※1</sup>	月額	年額
第1段階	生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 <sup>※2</sup> が80万円以下の者	0.30 (0.50)	1,410円 (2,350円)	16,920円 (28,200円)
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 <sup>※2</sup> が80万円を超え120万円以下の者	0.50 (0.60)	2,350円 (2,820円)	28,200円 (33,840円)
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 <sup>※2</sup> が120万円を超える者	0.65 (0.70)	3,055円 (3,290円)	36,660円 (39,480円)
第4段階	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 <sup>※2</sup> が80万円以下の者(世帯に市町村民税課税者がいる)	0.90	4,230円	50,760円
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 <sup>※2</sup> が80万円を超える者(世帯に市町村民税課税者がいる)	1.00	4,700円	56,400円
第6段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>※3</sup> が125万円未満の者	1.10	5,170円	62,040円
第7段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>※3</sup> が125万円以上200万円未満の者	1.30	6,110円	73,320円
第8段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>※3</sup> が200万円以上300万円未満の者	1.50	7,050円	84,600円
第9段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>※3</sup> が300万円以上400万円未満の者	1.60	7,520円	90,240円
第10段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>※3</sup> が400万円以上600万円未満の者	1.80	8,460円	101,520円
第11段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>※3</sup> が600万円以上1,000万円未満の者	1.90	8,930円	107,160円
第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>※3</sup> が1,000万円以上の者	2.00	9,400円	112,800円

細分化

※1 第8期においても消費税を財源とした国の保険料負担軽減策が第7期に引き続き講じられ、低所得者の実質負担額の軽減が図られている。  
第1段階の負担割合を「0.50」から「0.30」に、第2段階の負担割合を「0.70」から「0.50」に、第3段階の負担割合を「0.70」から「0.65」に、それぞれ引き下げる。

※2 「段階判定収入金額」とは、課税年金収入額と合計所得金額の合計から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等の年金収入に係る所得を控除した金額(合計所得金額に給与所得が含まれている場合は給与所得から10万円控除して得た金額を給与所得とする。なお、給与所得と年金所得の両方の所得があり給与所得に対する所得金額調整控除を受けている場合は、所得金額調整控除を加えて得た額から10万円を控除して得た金額を給与所得とする(控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする))

※3 「段階判定所得金額」とは、合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額(合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除した金額(控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする))